

十一
後第ニ期以子利の日毎年五月二十日及び十一月二十日各支払期にお

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

じお次そが金と平年額平円五七額集郵二関の平回
い号の銀額し成〇面成、万百面の政十すた成
て、翌行を、十・金十一円五金取事号るめ十
規第嘗休支次五一額四億、十額扱業法の公年
定十業業払の年バ百年円十一でい庁第律公年
す二日日う算五一円十及万億七及長官債二へ平度に
る号にに。式月セに一び円五百び官債二条第成
期及支当たにニンつ月十、百五取にに發行お
日び払ただよ十トき二億百萬十得よ一項十四
に第うるしり日百十円萬円億圓にによる項十四
つ十へと、算を円日の円円による國債の財政
い三以き支出支十六種千萬円による國債の財政
て号下は払し払十四種千萬円による國債の財政
同に、期た期錢

財務省告示第四百十八号
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

十二

終期利子

し 払 平 る い
た 期 成 利 て
金 と 十 子 、
額 六 を そ
を 支 年 支 の
支 次 十 払 う 。 前
払 の 一 月 六 月
う 算 二 式 月 間
。 に 二 に 属
よ 二 日 す
り 算 支 出

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.1}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$

十六十七十五四三

払募 払元償償
込集 場利還還
期期 所金金期
日間 支額限

平十 平取国日額平
成四 成扱債本面成
十年 十店代銀金十
四年 四並理行額六
年一 一年び店の百年
十月十 に及本円十
一一 一取び店に一
月四 月扱国、つ月
二日 六郵債支き百
三十 ま日便元店、
日で か局利、代
ら平成金支理店、
平成支払